

昭和44年度予算編成方針

横浜市

<昭和43年10月>

市政の基本的な方向としては、従来から一貫してとっている「子供を大切にする市政」、「だれでも住みたくなる都市づくり」の2つを中心とすることは全く変りはない。これによる各施策はすでにその実をあげ、あるいは具体化をすすめてつあるが、今後一層の推進を図りたい。しかし、われわれをとりまく環境は、ますますきびしいものがあり、都市市民生活の窮乏化、都市財政の硬直化等、都市問題は国内問題の重要なポイントになっており、従来の施策への反省がみられる。急激な都市化の波の中に200万人をこえた本市における諸問題は、いずれもこれら都市問題を最も端的に示している。

このような情勢の中で、われわれのとってきた市民生活の擁護と改善に重点をおく基本方向が、あやまりなかったことを確認すると同時に、その具体的施策については、現実の条件とにらみあわせながら時期にあった創意ある方策をうちだしてゆく必要がある。一方今までとってきた方策であっても、その任務をおえたものや、実現手段に問題のあるものについては、単なる惰性におちいることなく、積極的な改善を行なう必要がある。

市政は常にみずみずしく新鮮であらねばならない。

予算編成は過去を反省し、将来を展望する絶好な機会である。

各局は各局長以下現場の担当者まで、おのこの事務事業を点検し、あらためて真剣にその必要性と実行の方法を再検討し、いささかもマンネリズムにおちいることがあってはならない。

それには、われわれが自らの仕事に誇りと愛着をもつべきである。

200万市民とともに、われわれの街をつくり、育て、200万市民の生活を守り、サービスをしてゆ

く日常の業務は、たとえどんな部門であろうとも重大な意義のある仕事であり、市民の今日の生活を支え、明日の横浜を開いてゆく責任は、われわれののうちにある。

このような認識に立って、常に与えられた任務を反省し、新しい意欲をもって、のぞむ必要がある。

したがって、すべての予算は、新規であるとの意識に立ちかえり、充分必要性と方法の問題点を確認の上、積極的姿勢のもとに取上げるべきであり意義のうすいものや効果のないものは思いきって整理を図り、市政のよどみをととりさってゆかなくてはならない。

このような方向にもどずき、各局の工夫に期待するが、来年度はとくに、下記の点が重要と思われるので、予算編成上充分配慮をされたい。

1・市民生活の最低水準の上昇をはかること

いわゆる、シビル・ミニマムについては各基準、他都市との比較を行ない、本市の目標をたて、長期のみとおしのもとに、その改善、上昇に努力すること。

とくに、子供の生活に関しては、その水準上昇を留意すること。

2・市民生活の安全を守るための総合施策をとること

都市の生活における市民生活は、自然災害、公害、交通事故、その他多くの危険にさらされている。市民生活の安全を確保するために、長期的のみとおしのもとに必要な調査を行ない、総合施策を行なってゆくこと。

3・6 大事業の展開

6 大事業はすでにヴィジョン段階から実施段階に入っているが、その具体化については、他の事業

との関連もあり、また、その実施の方法如何によつては、当初の効果と異なることもあるので常に総合的な効果を期しながら、セクト主義を排し、充分事前調整を行なったうえ、具体化を図ってゆくこと。都市再開発については、とくに困難な問題が多いので、その方策の具体化を行なうこと。

4・分区の実施

来年は、分区を実施し、地区市民サービスの強化を行なう初年度に当るので、各局それぞれの関連事項については、分区の目的に合う事務体制の整備につとめること。

5・土地利用の基本線確立

新土地計画法は来年施行となるが、これにより、本市の土地利用の基本方向が定まるので、その決定については、さきに実施中の宅地開発要綱の取扱いもあわせて検討しながら、必要な調査、行政上の準備を行なうこと。

6・管理体制の整備

都市の巨大化に伴う非能率を排除して、管理体制の確立を図る必要がある。たとえば、基本になる各台帳類については、不備なものも多いので、計画的整備を順次はかるとともに、管理の近代化を行ない不要事務の切捨て、少人数で管理ができるようつめること。

2—————44年度予算編成について

以上のような視点にたつて、44年度の予算編成にあたって、つぎのように指示する。

(1) 各局の予算要求にあたっては、なによりも市民の要望をあらゆる角度から分析し、それを基礎とするとともに、各局において独自に工夫を重ね

ること。その際各区との協調について十分配慮すること。

(2) 予算の効率的な運営をはかるための積極的な工夫をはかり、総花的におちいることなく、限られた中での最高の効果をあげること。

(3) 予算の編成にあたっては、その執行計画を市民に公開するといううえにたって、その事業達成の計画的執行について十分な見通しを立てること。同時に年度当初より事業執行できうる体制をととのえること。

<特に主要事業については、予算要求書に執行計画を明記すること>

(4) 市民と直結する職場、特に区役所、保健所等出先機関における市民サービスを再点検し、創意工夫を生かして、いっそうの充実に努力すること。

(5) 投資的事業については、長期計画にもとづく計画的実施をはかること。なお、各局要求額は分区分係経費を除き前年度の25%増の範囲内におさえるよう厳守すること。

(6) すべての事業は市全体の総合体効果を期するのであるから、セクト主義におちいることなく他の部局との関連を考慮し、事業の共同化、実施上の打合せ、重複とムダの排除等を行なうこと。

(7) 先にあげた6大事業を含む重点施策、その他基本的な事業、重要な都市開発等についての計画、建設、調査については、具体的内容につき企画調整室と充分調整を図ること。